

327

1050

碧海郡第2回地方改良講習会演筆記

国立国会図書館



始



H-3H-15

碧海郡
第二回

地方改良講習會口演筆記

序 言

本郡は地方改良事業の一として、郡會の協賛を經、客歲より地方改良講習會を開催し、實務に堪能なる講師に委嘱し、主として町村吏員の爲に、地方自治に須要なる講演を開き、自治行政の智識と其の趣味との涵養に務め以て地方改良の一端に資せり、然雖、本講習の速記たるや、専門の速記者を招聘したるにあらず、手記したるところを上梓し、以て本講習會に出席せざりし多數町村吏員の爲に、其の執務の資料に供せんとする微衷に外ならずと雖、豫算年度の關係上更訂を加ふるの餘白なく、筆記の粗笨にして文意整はず、又講演の趣意を誤りたることなきを保せず、其責は編者の負ふ所なり、加之、原稿未着の爲め、坂津縣視學の「教育」、金田主事の「産業組合」の二篇を掲載し能はざりしは遺憾とする所なり、冀くは江湖諸彦其意を諒せられんことを望むと云爾

大正六年六月

編者 識

大正
6. 10. 10
内交

開 會 の 辭

磯 野 郡 長

大正六年度の事業の一として本日より向ふ五日間地方自治の講習會を催す事となつた。もつと早く行ふつもりで有つたが郡役所の都合もあり又町村に於ても豫算の議決其他種々の事情にて繁忙を極め居りしを以て其期を得ず依て已むを得ず 在丹本日に及んだ次第である。どうか出席者には狭い範圍内に於てなりとも講演其物を徹底する様に聞いて貰ひたい。本事業は昨年より之を行ひ以て本年に至つたので有るが、かく繰り返すのは同一の計畫の下に普く地方自治の知識を普及させたいといふ目的からである。而して余がこの主義を抱いたのは嘗て行政視察に蒞んだ際、地方町村吏員の更迭か余りに甚しいと云ふことを感したので有る。彼の三役の任期は四ヶ年なるも事實は二年三年早きものに至つては實に一年乃至半年にも充たずして已に更迭する者多きは誠に法の精神が徹底してゐないものと思ふ。而して殊に慨歎に堪んのは之が三役以外に於て更に一層頻繁に行はれる事である。之では年二回でも三回でも或は夫れ以上法の徹底する迄は何回でもこの種の會を行はなくてはならんかもしれん。どうか成る可く更迭を少くする方針を取つて貰ひたいものである。

町村役場を見るに少し言葉が過激に失するかも知れんが學校が年一年と逐次に進歩の跡を示しているのに役場に於ては甚だ歩調の遅々たるものがある。學校が研究的なるに對し役場はさうでない。右へ習へ主義で何もかも先例通りであるから改善進歩の行はれないのも無理はない。本明日はこの町村自治に付て竹田君に又其後は金田君など其他専門諸氏の講演も有る故此會を有効にする。否とは之皆諸君の考一つに有ることである。どうか諸君は之によりて事務の改善進歩を計り以て實際的に改善の歩調を進める様にして貰ひたい。其つもりで御聞取りを願ふ。開會の挨拶として郡長の希望を申しておきます。只今より竹田君に「地方自治」といふ題にて述べて貰ひませう。

地 方 自 治

竹 田 縣 屬

327-1050



今明日二日間講習會に出て地方自治と地方財政との御話をします。本日は始に其自治の方を御話し致します。固より研究の浅い事ですから御望の如くする事が出来るか否かは知れませんが、先ず地方自治を三つに分けて、(一)自治の本義、(二)自治の訓練、(三)事務の整理として順次御話を致しまして尙餘裕がありますれば青年團の事について話したいと思ひます。

一、自治の本義

イ、沿革
一体この自治と言ふ事は一朝一夕に起つたものでは有りません。我國では明治二十二年に始めて之が施行されましたがヨーロッパにては既に之よりすつと以前から發達してゐたもので有ります。ヨーロッパにては初めゲルマン人(今のドイツ種族と同じ)の或一團體が今の獨逸邊にゐたが彼等團體は晝の間は常に赫々たる天日と戦つて働きをして満月の夜は一同打連れて部落の最も神聖なりと稱せらるゝ森に集つて團體に起るすべての事を相談したものである。この萌芽を以て見るも歐洲人の精神には昔より自治の念があつた事が分ります。しかして其中最も發達したのが英國で有ります。英國の昔は恰も我國の維新前の封建制の如くに大小名が各々その國々に據つて各自に治めてゐたもので有りました。所が之等大名や王の内には必ずしも善き人のみとは限つてゐません。中には暴逆の君主も多くて或は重税を取り立て或は酷刑に處したりして無告の良民を痛く苦めるものも少くなかつたのでありまして、こゝに於て彼等人民は勢ひ一日も早く塗炭の苦より免れん事を思ひ一舉して議會を開けやれ無用の税を取らないや地方の事は人民にさせよなどと喧々囂々と絶叫しました。こゝに於て衆言の赴く所遂に議會制や自治制が開かれました。かくて英國は爾來海上の覇權を一手に握つて盛に外國貿易を行ひ國富を増進し國力の發展を圖ると共に内に議會制並に自治制の改善に努力したので之等の制は年一年長足の進歩をなし、よく完備して現狀の如くに至つたのであります。次にイギリスに續いて此制の整つてゐるのはドイツで有ります。

西曆千八百〇六年即丁度今から百十年前歐洲の世界には彼の蓋世の英雄ナポレオンが出て、大侵略を行ひために各國實に悲惨の境遇に陥つた事がありましたこの時プロシヤも亦國の大半殆ど佛領となり首府伯林は陥落し國王は首都を逃れ出ねばならんと云ふ疲弊の極に達しました折からスタインといふ者が出てこの困憊せるドイツ國運の恢復をはからんとて種々思をめぐらした後先づ第一に學術的研究の必要を思ひ伯林にベルリン大學を作り從來獨逸學者の用ひて來たラテン語を廢して愛國心養成の爲自國のドイツ語で教授する事にしましたがこの學術的研究と共に今一つ地方自治の事を始めたので有ります

スタインは當時英國が日々に隆盛に赴くを見ては英國が地方に自治を許した結果人民皆活氣に満ちてゐる故であるれば今のドイツを此悲運より救ふも亦自治によつて國民をして各自に地方々々を愛する様にするより法は有るまいといふ所から始めたので有ります

實にプロシヤの市制はこの時こうして出來たもので有りますがしかしこの制度こそスタインが作つたのでなく又役人がこしらへたのでもなく將又學者の作でも無くして實にチューニスベルヒの一書記フランドと云ふ人の經驗から案出した草案を基としたものと云ひます一介の書記その人の草案がかくも市制の基礎となつたと云ふのも之皆スタインが地方自治には第一に其地方の人を重せなくてはならんと云ふ意見から採用した事が分りますドイツの市制は以上の如くにして百年前に作られ其後又グナイスト町村制などが出來て自治は漸次發達して來ました

翻つて我國は如何かと考へて見ますと維新の際廢藩置縣の事があつて從來の各大名は皆版籍を奉還し其後五六ヶ年間は役人を派して治めしめる事としましたしかし之にも種々の弊風は伴つたので全然官治によるのは悪しとて明治六年頃より全十三年頃までに漸次改良して新に郡區町村編成法府縣會規則地方稅規則などの制度が設けられる事となりましたそこで郡區町村はその郡區町村から選出の者に依て治められ又一縣の政はその區域内より選出したもので治め地方々々の費用は其地の住民によつて支辨する事となりました先づかうして我國地方自治の基は築かれましたがもとより維新前にも五人組だとか或は庄屋とかいふものがあつたものですから全く自治がなかつたとは申されませんが先づ新しいものは

以上述べた三つで有りますかく段々自治制はその緒についたがいよゝ二十二年には市制町村制が發布されて全國至る所に施行するの盛況を見るに至りました

この時種々議論が起つて或者は未だ完全に自治を許すまでの機運に達してないとか或者は又之を行ふも先づ最初に財政の整理を行ひ然る後にするも遅くはあるまいなどと意見を唱へたが時の山縣内務卿斷然同時に之を行ふ事に決定されたのであります。大体自治の沿革は以上の如くで有りました今から現今

世界各國の制度の有様について述べて見ませう

最も發達してゐるのは前申した通りイギリスとドイツで有りましたフランスなども亦よく整つてゐる方でありましたがしかしフランスでは國權に反對して作り出したもので有つて所謂革命によつて無理矢理にこしらへた物であります而して更に米國の如き甚だ見るものも無くして腐敗してゐると云ふ事です

ロ、意義

御承知でもありませうから精はしくは申しませんが要するに自治といふのは自治團體が自己の經費と自己の機關によつて團體の事務を處理して行く所のもので有ります例は市町村は其顯著なものであつて府縣郡も亦或点に於て之であります自己の經費を以てするといふのは團體に入用な經費全部を其團體に住する人民が各自分擔支出して行く事で有ります

又自己の機關といふのは団体内の公民より選出したる議員を以て組織せる町村會等の地方議會に於て事務を議決して行く等の事で有つてたゞ議員選出ばかりでなく町村長も亦團體より選出するので有ります

町村長は公民である事が必要で只今では名譽職のものが大部分を占めてゐます殊に愛知縣は最も多いので今名譽職町村長多數を占めて居る縣を擧げて見れば滋賀縣と佐賀縣とが全部名譽職之に續いて奈良と愛知が九割八分京都山梨が九割七分だそう又助役に於ては茨城九割六分山梨九割一分などが主なるもので要するに町村長はその團体員から選出するものであるからかくの如く地方を治めるに自治を以てするはどんな目的があるかと云ひますと

ハ、目的

- 1 團体の利害 は團体員が自分自身でよく知つてゐるから中央官廳から役人を派する様な事を要しませんが又之も國が小さければ自治を許す必要も有ませんが大國或は今日の様な繁多の世の中におきましては團体員自ら治めさせる方が一舉兩得で有るからで有ります
- 2 今一つの理由としては元來地方自治は立憲政治と相伴ふて其準備として認められたもので有りますこの立憲制では國民が政治に參與するもので有ります之等議員の責務は非常に重いもので従つて議員は余程の修練を要するもの故先づ之に地方政務を行はせてその事務に習熟させ其後國務に參與させ様とするのである要するに立憲制を圓滿に行つて行く準備としたので有ります諸外國に於ける立憲制の國いづれも皆かうして治められるので又我國では立憲制を始める前即ち二十二年に地方自治を始めました
- 3 第三の理由としては國民をして國務に參與せしむるのではあります但し立憲制に伴ふ惡影響の地方に及ばない様にしやうとする主意からで有ります即議會には政黨が有りまして從來國務は政黨に依て左右せられたものでありますか延いては之に依て地方の事迄決せられる様になりましたこの惡影響排除のためには自治制發布の際大に力を注いだもので又自治制を始められたといふのも之が大原因であつたので有ります
- 4 更に第四の理由としては經費の節約が出来ること云ふ事でありまして

もとより地方の人はその町村の事情に明るいので有りますから地方の施設などに於ける利害については詳しく知つてゐる所であるから不用な所に金を使ふ様な浪費を要しません之の制を許された一原因であります

あります

要するに此制を施されたのは以上四つの目的からで有つて今日も尙この目的を行はれてゐるので有ります 大略ではあつたが以上申した所で自治の本義を終て次に自治の訓練について述べやうと思ひます

ニ、自治の訓練

話が少し側路へそれますが秋田縣では年々縣特有の犯罪が盛に行はれてゐます夫は濁酒の密造で有つて毎年一之がため二千三千といふ犯罪者を生じ罰金額の如きも年額十萬圓に及ぶと云ふ事有りますこの犯罪が如何して今日に至るも止まないだらうか。其原因を尋ねて見ると夫は以前自家で酒造すると云ふ事は何等の罪科は無かつたので従て人々は別に之を悪いとも思つてゐなかつたこと故一朝法律が出てからは之が犯罪となりましたけれども習慣の力は實に大きいもので今尙ほかうして絶えず行つてゐるので有ります又こゝに或る一代議士の候補者がありましたが某は若し我に投票すればこの法を解く様に盡力せやうと稱へて運動し遂に議員に當選したといふ事有ります之等は從來悪いと考へなかつた事であつて今日夫れが法に觸れてゐるのも知らないで行つてゐるの例で有りますかうゆう場合こんな策を取つたならよいでせうか普通犯罪即殺人強竊盜が犯罪で有る事は昔から認められて刑法以前已に罪せられてゐたものであるから刑法が出て何等の不審を抱きませんが濁酒事件の様な場合に於てはよくその理由を説明して法の精神を了解させ後止めさせる様に第一だらうといふ意見が多いので有ります地方自治におきまして亦之と同じで忠君愛國は我國人の古來からよく知つてゐる所有りますが自治を圓滿に發達させる上に於ては尙一層よく之を訓練する事が必要で有ります 法律が習慣を認めて法とするものであつたなら別に訓練を要しないと同じに昔の庄屋の仕事を今の町村長の事務とさせたなら又何等の訓練を要しませんかしこの自治の制度は二十二年前にはなかつたものであるから大に訓練が必要であると思ひます若し訓練をしなかつたならば自治は到底出來ないのであります

夫では如何な点に訓練を要するかと言へば第一に法治的の訓練即法をよく了解して之によく従ふと云ふ

事であります之を例示的に申しますなら市町村の機關を成立させるために市町村議員を選挙する必要が有りますこの選挙には自由と公正とが大切で有ります

自由と公正に選挙すると云ふのは果してどんな事ですか例へば運動員に誘惑されてはならんとか又は議員の日常と運動員の貰ふ報酬との區別が出来ない様では困るといふ様で嘗て某縣警察部長が田舎へ行かれた時の事ですその地の人民の云ふには我々は嫁や養子を周旋する時には馳走になるではないか議員を選挙するに何も馳走になつたて差支にはなるまいとか言つたと言ふ事ですがかやうな私事と選挙といふ公事を一所にする様では自由公正は出来なくなり又或は自分の爲色々な事をしないにしても自分を選んで呉れば君の所をどうするの斯ふ様な候補者も有るさうだか之も間違つて居るのであります元來學校に於ては忠君愛國に付ては深く之を説く様ですか地方自治といふ事については余り説かない様に思ひます之は役場員に於てどうか氣を付けて貰ひたいのでありますこの注意しなくてはならん筈の役場員が或は運動員などの爲に迷はされる様では困りますどうか役場員や學校教員は自ら選挙を知つてそうして人民に知らして貰ひたいもので有ります

町村會に於て議員が發言して意見を求められるのは自由で有りますがしかしそれは町村の爲公益であるとの心を持つてほしいものであります一個人の利害だとか或は黨派或は選出の一部内の利益のみだとかを眼中に於て議する様であつたなら議事のまごまならないのは勿論其町村の健全な發達は到底臨む事は出来がたいので有りますさうしても議員が公正でなかつたらば立派な町村議會は出来ません又小數の有力者が町村會を左右し易いのは通弊で有りますが之は專制政治と何等違はないと思ひます實際は治められるものが治めるもの治めるものが又治められるものでなくてはならんので両者の區別がある様では眞實の自治とは申されせんさうか此点に御注意を希望します

次に議事議決は公正でなければならんか一旦議決したることは重せねばなりません議會は多數決の物で有りますから三十名中十六名の賛成者さへあればそこで賛成と決定しますしかるに少數者は往々にして後多數黨になれば前議決をひつくり返す事が有りますが之等は町村會の多數決といふ精神を忘れたもの

で有ります故に之にも大に訓練を経なくてはならんかと思ひます建議をするにも町村が目當であるのに勝手な事を建議したりするなどは寒心に堪へん事です又建議も理事者の意見で採用するか否かを決めるものであるから必ずしも採用しなくてはならんか云ふものでもなく又従つて自己の意見が採用されないからして理事者を責めるものでも有りません此等は両者の御注意を要する事と思ひます

議事は公開する事が出来ませんが公開する時は傍聴者は自己に關係の事はばかりは聞くけれども若し不利益の事が有れば議事を妨害し又議員の方でも自字の傍聴人の有る時等はその不利になる事は云はんとして

も壓迫を恐れて吐露しない事などがあつて甚しく議事の進行を妨げることがあるのは遺憾である次に議事録は後日迄遺すもので有りますから正確に分る様にしないでなれません夫を議長が理事者の

作つたものに盲印を押しておくなどは間違でよく認めた捺印する事が必要で有ります町村會に付ては以上の様な注意が必要で有りますが外に町村會と理事者との間の關係には間違いが多い事です

町村會が常に理事者の監督者の位置にたちたがつて理事者の任免をなし或は理事者をして町村會に出席を強ふるなどしますが之は悪いので有つて(理事者には出席の義務なし)理事者に問ふだけはよいが自己

の知つて居る事を故意に詰問的に出るなどは改善の必要が有ります夫れから議會の態度も悪いのであるが一方理事者の方も悪いので有つて議員が無理を言つても豫算を成立させさへすれば夫で成功だと思つて常に議員の感情を悪くさせまいとのみ希つて町村會に對するにまるで商人の掛引のやうであるこんな事は必要は有りません

次には役場の者が腰が弱い事です納税の義務は昔から知つて居る事で滞納の悪い事も百も承知で有りますから法規に依つて勵行し處分をすればよいのです之にはしつかりした理事者の態度が必要で有ります而して法律の遵奉は形式的遵奉でない事を思つて貰ひたいのです法律を知つて居る議會に反て紛擾の多いといふのはこの精神の欠けて居る所から起るのであります法律は人をいじめ人と争ふためにあるものでは有りません

尙自治制を圓滿に發達させるには獨立不羈の精神を養はなくてはなりません英國ではこの精神を非常に尊んでゐますがこの精神は實に自治の根底をしっかりとさせるに最も必要なものでありまして若し此精神が無かつたならば共同しても夫は眞の共同ではありません完全な自治といふのは此精神が有つて共同してこそ始めて出来るので有ります

我國の家族制度は美風で有つて貧困者の扶助等の少い事は英國などに比して優つてゐる所で貧民の數は英國などは我が十倍位もあるといふ事ですがしかしこの制度は美風には相違ありませんが經濟上生活をなすには個人／＼が獨立しなくてはなりません我國ではドイツなどに比し破産者が非常に少いのですが之は一面に於てはよい事の様に考へられますが又一面に於ては經濟上の活動をする範圍が狭いといふ事が分りますほんとうに活動し働手があるなら最も破産者が多くなくてはならぬので有りますこれは箇人間にも自治の精神が欠けてゐるからで有ります若しこの精神が欠けて居たなら共同も出来なければ從て自治も出来ません

更にも一つ附加したいのは専門的組織的の有つてほしい事です

町村經營においては各人が自己の仕事に忠實である事が最も必要で有ります自立自營獨立不羈の精神が英國に於いて多いと云ふ事を前に述べましたがドイツ人が歐洲戰爭により自己の仕事をよく忠實にやつてゐるのは感心では有りませんか。役場吏員か土木事務の人は土木に勸業の人は勸業にと各自が忠實であつて上に町村長が立派に立てゐて各自専門にやつたならよからうかと思ひますかくしてこそ始めて立派な團結となつて役場事務も完全に行はれるで有りませう要するに訓練は法律の領解、遵法、獨立不羈の精神養成専門的組織的に行ふといふ事で有ります

以上で自治の訓練を終りました午後一時から自治事務の整理について御話します

午前に引つゝいて自治事務整理について話を致します

自治事務整理について御話をする前に先づ一般的なる御話を致します

町村役場郡役所は統一的に事務をなすもので或人が外に出てゝも外の人が之を補ふことが出来議案が出るにしても全部の人が之を知つて郡長町村長が認めて外に發表するので事務は統一的のものにして吏員は手足の如くなすのである役場全部議事も土木も衛生も皆人の手足や内臓の如くてあつて手に痛みがあれば全体の働が鈍る様に役場でも一つが停滯して居れば全体に血液の廻りが恐くなりて連絡も出来ず延ては各個の働も出来ないのて有ります

事務整理上事務簡捷は必要なることであるけれども滞納整理簿の如きは法文に於て定められたるものは作らなければならぬ凡て不必要なるものは之を畧して宜しけれども必要なものは省かないて之はよく整理をしてゆかなくてはならない之が事務整理であります

之をなさなかつたならば事務整理といふことは出来ない例へば行はなくてはならない報告をなさなければ却て事務簡捷にはならない一時借入金をした時に之の報告をしないければ照會を受けることになつて却て事務不簡捷になります又一方書類の回覽をなすに不必要なるものにも之を廻せばそれに印のみ捺して責任を負ふことが薄くなるもので有ります

又事務簡捷は責任を少くすへきものと考へてはならない町長がなすへきことを他人に任せるが如きことは一大事になることがあり又個人村役場の責任を軽くして郡役所に責任を負はしむるがごときも不可有ります町村の豫算の如きも郡役所に訂正をなさしめて後に不平が出て來る時に郡役所に責任を負はしむるが如きは不可で有ります

事務整理とは各人が働きたることを最も有効に事務上に表すことであります最近よくいはれる能率の増進はこの事務簡捷の根本となるべきもので能率増進は役場郡役所のみならず會社及各自の事務の經營にも必要なことで有ります米國のルーズベルトが奮闘的努力を説きたるがその奮闘的なることを最も有効ならしむることが即能率増進である

今日では機械を利用して仕事をなすことか多くなりまして大なる商店になつては和文のタイプライタを用ひて手紙を出す如きことになつております

機械は大に少しの人力によりて大なる効果を顯はすものでその如く人の働きも組合せ如何によつて大に効果の見る可きものがあるのであります事務簡捷とはこの能率といふことで人力を最もよく有効に組合せて事務上に最も有効ならしむることであるそのためには之を成してその他は事務を簡約にすべきことでありませ

りませす
口頭にてすむべきことは書類に認むるを止め保存すべきものは永年保存でないものは或期間を経ては無効にして之をして簡單にし可成働く上に於て無駄のない様にすべきて有ます内務省などとも思ひ付く整理をなす様であるが一時的に整理をなす必要なるものまでも之を省くことになる憂があるから日々の事務をして無駄のない様にしなくてはならない

丁度机の上にある塵の如きでも毎日之を注意するでなくてはならない簡捷にする積りでも事務は日々多くなる計りであるから氣を付けなくてはならない

一般的に氣を付けることは以上の如くであります但し次に執務をなすに準備として氣を付くべきことを述べます

準備事項

(1) 處務細則は實際的なものを作るべきなり各村郡は立派なるものがあるけれども立派すぎ細かすぎて實際的ではない例へば議事の文書は階書によることと定めては實際的でない丁寧を書くべき位にして置いてよからうと思ふ又宿直と受付との事務が確然と區別してあるがために宿直は假受付をなして後に本受付をなすが如き手数を要することになりて實際的でない實際に適合しないことは不可ない處務細則の結構立派なるはよいが實際なるものを作りその様に行はれなくてはならないので有ます

(2) 事務分担任は行はなくてはならない専門的にして忠實にはたらしきそれを統一すべきものなれども然しあまり役場にして分担任の嚴格なるは弊害を生ずる例へば或課にて一人が出張したるために他の課のものは之

を省みず事務の停滯を生し又或課にては或時期非常に忙しいものあれども之を手傳ふことが出来ないことになりませす

又書類の廻覽をなすに他の係に廻す事あるも濫りに印をおすが如きは却つて責任を輕からしむることとなりて大なる缺点を生せしむるが如きことは不可である廻覽をなすには本當に責任を重んずるもののみになすへきて有ます

事務の連絡をなすも大切なることで分担任してあることもよく連絡すへきか必要にして一部にてなしたること、他の分担任係にてなしたること、異なるか如きことは不可である又事務分担任は必要なれども誰にても一通り知ることか必要なりしかし廻覽は必要なる程度に止むることにして盲印にならない様に又各々の連絡を十分にすへきて有ます

特に初めて任用したる書記などは一課に止むることなく議事土木衛生とつとめさして一方に偏しない様にするが宜しいと思ひませす

(3) 法令規台帳の整理 扱而法令は磁石の如きもので今の事務は思ひ通りに出來さるもので町村にては斯くの如くすへきものであると考へても法令には従はなくてはなりません例へば地租附加税の如きも法令の定むる範圍内にて取り立てなくてはならないので有ます

例規も上級官廳より定められたるもので法令に準する大切なるもので有ます
又台帳を整理しなくてはならない之は吏員をして行はしむるに必要なるものにしてこれか整理は常に怠らざる様さるへきである

法令などに加除追補のある時は之を訂正し例規は漏なく之を綴り台帳の如きは加除して整理をなしてお

かなくては働きをなさないのて有ます
以上は準備として處務細則を實際的になしてその通りに行ひ事務分担任をよくし法令例規の台帳の整理をなすへきてある

次に事務の本案に入らう

官廳の事務處理は原則として文書審理によるべきものにて口頭にてすまざるものは極重要にして機密に屬するもの又は極輕きものにして他は何れも文書審理によるので有ます

1 受付 文書は受付にかけなくては整理のつくべきものではない成るべくは受付は町村長自身か之をなす必要がある慣例によるものはよいが重要なものは町長自身意見を添へて係に配布すべきものである斯くの如くすれば處理上又吏員の監督上非常に便利なるもので有ます又早く受付をしてそれを分與してゆく様にしないで他人のものは遊ぶ様になりて來るから受付は毎朝少しく早く來る様にしたいのである彼の模範村たる東京府の名倉村及千葉縣の源村の如きは村長自身に受付をなしたといふことである口頭の受付は親切にし人民の便宜を圖らなければならぬ不親切なるために届出べきものを届けさせることにならざる尙受付の仕事でないにしても例へば選舉權の有るや否やなど、問ひに來る時は人の仕事の様にせずして自身の生活に於ける様にして親切にしてやるべきもので有ます

受付と宿直とは連絡あることなれば宿直は受付の事務を心得て二重なる受付をなすことなく事務の簡捷をはかる様にすへきて有ます愛媛縣にては宿直は早く出ることになり本縣では宿直と受付とを兼ねることになつてゐる特に役場にては多くの人民よりのこと上級よりのこと繁多なることの門口であるから注意すへきて有ます既に受付たる書類を處理する時の心得としては法令の根據如何を考ふること 若し法令違反することなれば無効になりて職業上の責任を負ふことにならざるこのためには常に新しき規則が出來たる時には整理を爲さねばならない

2 執務者の態度 事務を處理するにはその關係者に親切にして公平嚴格なるへきてある常に親切であつて公平貸與をなすにも或人には貸し或人には貸さない様ではならない又嚴格であつて許すへきは許し許すへからざるは許してはならないかくの如きことは注意はしてゐるもの、村の有力者に對しては公平なるべきことも嚴格なるべきことも之が默許して不公平不嚴格になり易い官吏は腰が弱くて人に負けることがある村役場員も腰が弱くてはならない

又事務には事の輕重を見緩急を考へることが大切である重要なものは丁寧にして輕微なるものは之を速になすへし又緩急を考へて時機を失はざる様にしないでこれ獨り役場の事務上のみならず關係者に對しても大切である關係者は官廳の事務に時機を失したるかために大なる損失を招くことがある

3 信任主義 今日にては事務をなす人は人の信任を受けなくてはならない今日自治團體にして政治をしてゆくのも國家は之を町村を信用して委したるものである其れと同様に役場の事務も下僚のものに對して信用をして任すことが必要であるこれによつて事は進捗してゆくので有ます

佛國の奈翁は大人物であるけれども人を信用し人に任することか出來なかつた人であつたが爲に後に流罪に遇ふても之を助けるものなくして却つて部下を失つたのである故に不都合のない限り人を信用して任する方がよい

然し任し過ぎて却つて弊害を生せしめて取りかへしのつかないことを生ずる事がある即ち信任し過ぎて其人は權限以上に働いて各方面に仕事をなすは人の力を經濟的に利用するのてなくて其人は得意であるかも知れないか他の人は働くことか出來ない故に信任すへからざることは信任せず信任して可なることは或程度まで信任してゆくことか必要である

こゝに岐阜縣大野郡大八賀村池之端惣助は二十年來の公職を務めその地の發達に力を注ぎ監授褒章まで受けられたる村長であるかそれか組合の金の少し計りの粉失より遂に自分は村に對して面向けか出來ないとして自殺をした村民は大にその死を惜み村葬をなして金五百圓の慰謝料を贈りたりといふその村長の責任を負ふことの大なるは村の信用を得て居たことは近頃の美談とする所であるか此の人がかく悲惨なる末期を遂けたるは一つは部下をあまり信任しすぎたるによること云ふ

4 二重生活をなさざる 外部に對してのことをなすに二重の生活をなしてはならない申請書を出し許可を受くべきものにては文書には例へば工事にかけられない様にしてあつても其の實際は已に工事に着手してゐるのである水利組合のこときことも借金をなすに實際の借入期日より早く借り入れて役員

通をつくるか如きことは二重生活の甚しきものである實際と看板との相違のない様にしないで、い又上級官廳から照會をして來る時などには有ること無きことをかき連ねて送る様なることかあるかこれを實際とよく合ふ様にすべきて有ます

5 徹底を重んずべし 自分の思考したることか上級官に對して人民に對して徹底的でなくてはならないそのためには理由を解釋することか必要である

勿論秘密といふことは大切なるものであつて警察の如きは秘密にすべからざることまでも秘密にしておることは警察以外には秘密を重んぜざるによるといふされば秘密にすべきことは何所までも秘密にしてその秘密にすべき必要なものはその理由を説明すべきて有ます

又早呑込をしてその文書を誤解する様なることかあつてはならない例は上級官廳より來る書類の主旨は希望して來ることか又命令して來りたることかよく注意して見る必要があるのて有ます

今一つ一般に周知せしむることか必要である上級官廳より一般に取次くべきを依頼せられたるものも周知せしめざることかある或郡などにては郡長は特に一般に周知してゐるか否かを視察して各揭示板などを調へられたることかあつたといふことである

6 敏活 事務は敏活になすべきである御役所風御官僚風といへば徒らに時を延して徹底せざるをいふてゐる却つて事を延引せしめて繁雜になしてゐるのである重要なもの輕微なるもの見境を付て充分に事を敏活にすべきである唯重要なりといふて引出に入れて延してゐて考慮もせずには丁寧なる所以でない徒に事務を遷延して時間を費してはならない

面會人か役場にあつてもその人のために一時間も二時間も費しては自分のみならず他人まで迷惑をかくることになりて重要な事務を停滯させてはならない面會人ある時は早くして勤務時間を有効にすべきである又敏活に事をなすにはその用ふる用紙などにも簡便なる様に考へおく必要がある

7 施行 愈々事務をとりて之か施行をなす時には淨書及び發送をなすへし淨書をなすには淨くかくは必要にして従つて時間を多くとることになれども余り徒に時間をとらざる様にすべきである

淨書をして發送をなすに至急親展の文字を必要なものにまで附することはこの至急親展の効果を少くするものなれば眞に至急を要し親展なるものみに附すべきである

8 保存 必要なものはこれを保存すべき必要あり時に之を見捜す時に見易き様に整理する必要ある而て之か整理に部門を余り多くしては考物にて却つて繁雜なる事かある内務省などは局別にして年度別に於てある西洋などはその保存物の索引を細かく作つてある索引を正確に作ることは必要である

9 豫定計畫書及統計 行政廳に行はるゝことは裁判所と異なりて人民の願出及上級官廳の命令によるのみならず願出及命令なくとも自ら發動してなすべきことはなさなければならぬ故に土木も勸業も皆豫定をなしてゆかなくてはならない計畫をなしてその時機と處理法を考へて置く必要があるこのために豫定計畫書なるものか必要である

統計も大切なるものにして行政の基礎をなすものである就學の統計によつて夜學其他田畑山林の統計によつて指導獎勵をなして自治行政をなすべきで上級官廳より定められたる統計のみならず各種の統計をとつてその進歩をはからなくてはならないので有ます然しこの統計なるのが誤りが多くて困る

これは一は職務に忠實ならざるにより一は手が廻らないためでもある又正査をなすことを忌み隠すこともあるから正確なるものか得られないので有ます

手が廻らなくは青年を用ふるもよい千葉の如きは小學校生徒を用ひて養鶏を調へしに正確なる結果を得たる由なり

如何なる方法によるも正確なる統計を作つて村の發達をはかるべきて有ます

緒言

一運用に關する注意

其第一としまして地方財政と云ふものは國家の財政とは其趣を異にして居ます。すべて國家の支出する經費の財源は主として租税として徴收致します。其支出致しますのは軍艦を作るとか鐵道を敷設するとか其他色々ありまして尙戰時の場合などの經費は非常特別税として徴收致します。が地方に於きましては國家に出す餘裕を以て運用して行かなければなりません。それで地方に於て國家財政に影響を及ぼすのを顧みずして事業をせよとするなどはよろしくありません。若し國家の取立てる程度が多いと云ふことならば戸數割等の地方税を多く取ると云ふことはやめなければなりません。又地方に置きましては誰でも歳入と云ふことは考へますけれども歳出と云ふことは考へない様でありませう。若し考へるとしましては只事業を起す場合のみ考へる位で其他は一向考へない様であるが歳出をも考へなければなりません。

又町村税を賦課すること其他に付他町村或は郡縣の財政との比較研究を怠らぬやうせなければならぬ例へて申せば安城町で不均一賦課をするとか安城町の自轉車の村税附加を二十五錢取り其隣の町村が五十錢取るとなるとか皆安城町に寄留して鑑札を受けることになる様な奇なる現象を生じます。すから此点にも大いに注意をせなければならぬと思つて居ります。又事業を起す場合にしましては郡の補助縣の補助は何程あるかを考へなければなりません。次に國体の財政とは個人の財政と異なる点を研究すれば第一に個人の財政は自分のことを考へますが團體財政になります。其當路者が團體のことを議する際團體全部の利益と云ふものに考へ及ばないで町長なり議員なりが其出て居る部落の事許り考へて町或は村全体の利益を考へることを存外怠る様である。

支那では國家が貧困孤獨なるものを救ふ様にせなければならぬと云ふて居ます。又孟子は國家と云ふもの

は勸業を考へなければならぬと云ふて居られる。即住民の利益幸福を計る様にせねばならぬ支出する上に於ても考へなければなりません。が収入も考へんと民力が弱くなります。から大いに考慮を要すべきであります。

團體の財政と云ふものは町長議員によりて定められたるもので只人民は告知によりて知るのみでありませう。すから其任にあるものは村全体の利益を考へなければなりません。然るに町村内に黨派があるとか全体の利益は考へられないで其勢力のある方のみが利益を得ることになる。全じ町の内でも若し市街部の方に勢力があるとするとか商工會の利益をはかるとか云ふ風になり村落部の方に勢力があれば村落部に有利なることを謀る様になります。から其局に當るものは大いに注意をせなければなりません。

一整理に關する注意

整理に關して注意するものは各費目につき必要なる費目又余り有用でも必要でもない費目とを注意せなければなりません。必要なる費用を出さないとか町村の衰退を來す様なことがあります。即ち學校を作るとか里道を新たに設けるとかは有用なる費用であります。又有要なる費用ではないけれども勸業費獎勵費の如きこれがために近々發展する見込のあるものは財政に餘裕のある限り出す様にすべきであります。

此外贅澤な費用があるがこれは節減せなければならぬ例へて言へば學校を作るに何万と云ふ費用をかけて庭園を作つたり立派な作法室などを作るのが是等はやめて此費用を節減して基本財産に蓄積すべきでなからうかと思ひます。

又必要なる費用を出さぬものがある。それは教員の俸給を削る様なことがある。然しこれは結局追加豫算を出さなければならぬ様なことを生じて來るから始から充分に計上すべきものであります。

すべて歳出經費と云ふものは歳入の制限を受けて行なふものであります。國家の財政は支出するだけでは必ず租税として徴收するが町村の方は支出するは必ず徴收すると云ふ譯には行かぬ。地方財政は國家の財

政の影響を受けるから経費を大いに顧慮する必要がある
 然るに地方では往々にして敏腕家と云はるゝ人は派手な仕事をして居るが財政と云ふことには一向關せず焉で仕事をして財源の確實なりや否やを顧慮せざるものがある此の様に支出の方法がつけてないのは誠に不都合な譯であるしかし徒らに歳出の整理をするのが節減するのだと考へてはならぬ例へば極端に役場吏員を減すると云ふ様なことはよろしくない吏員を減じて事務が進捗して行けば差支はないがこれがために事務の澁滞を來すのは却つて悪いことになるからこの様なことをしてはなりません
 次に地方財政の趨勢を調べて見ますと

地方の財政は縣市郡町村とありますが年度に溯て見ますと大分變動して居ます明治廿五年から大正三年迄の統計を見ますと教育費が第一を占めて居ますこれを二十五年から五年毎に擧げて見ると

教育費

明治廿五年	七百二十九万圓	三割三步
全 三十年		全 上
全 三十五年	二千六百万圓	二割九步
全 四十年	三千五百万圓	四割二步
大正 元年	五千 万圓	四割一步
全 三年	四千五百万圓	四割一分
役場費及會議費		
明治廿五年	六百万圓	三 割
全 三十年	八百万圓	
三十五四十は畧す		
大正 元年	二千二百万圓	
全 三年	二千二百万圓	一割九分

役場費の方は金額では四倍であります割合は大分減じて居ります此次が

土木費

明治廿五年	五百万圓	二割六步
全 三十年	八百万圓	
全 三十五年	七百万圓	
全 四十年	八百万圓	
大正 元年	一千百万圓	
全 三年	九百万圓	八 分

此外衛生費とか何とか色々あるが其經費の大なるものより擧ぐれば教育費役場費土木費基本財産蓄積費交際費衛生費等である歳入の方も調べてありますが次は歳出に關して注意することを話します

歳 出

一、役所費 これは役場費と會議費でありますこれは必要なものであります役場費で注意するのは大きく見積つてはなけれども必要な定員を置かないことがあるからこれは定員だけ置きたいと思ひます又定員だけの俸給は見積つてはあつても欠員が一人位ある欠員があつて仕事が出来たらは定員を更正せなければならぬと思ひます

又助役が二人あつても一人は有給助役であるから見積つて置かねばならぬのにこれを置かずに書記の給料から支辨して居るのであるからこんな二重生活的のことはしてはならぬしかし役場費は大体に於てはよい

それから會議費でありますが議員を招集しても費用辨償をせないとところがある某町などでは議員は日常を取らないそれはよいが議員や自分等は日常を取らないからとて吏員の宿直料が二錢などとしてあるのは乱暴である是等吏員の給料などに極端なる節減を加へるのはいけない

二、土木費

土木費と云ふものは各地方共随分費用が計上してあります
先づ土木費の内道路堤防小破修繕の費用を惜まないがよい小破を修繕して置かぬと遂に大破になります
然し新たに土木事業を起す場合は新しい道路を開穿するには厳正に考へねばならぬよく必要な
れば作らなければならぬがどうも多く見積り過ぎる風がある

經常費は見積が少いが臨時費は少し費用を多く見積つてある道路開穿費とか學校新築費などはどうも多
く見積り過ぎる特に費用を多く見積るのみならず又支拂に注意をせぬ様である
道路及學校新築費でも請負をなさしむるに競争入札に附する時と隨意契約をするのとある隨意契約をす
るには其手續をすべきであるのに手續を行はない隨意契約によると受負代金の支拂の際に不正のことが
あるから注意せなければならぬ又竣工期限に遅れることがあるがこれは注意して遅れない様にしてもら
ひたい

土木費を吝んではならぬが臨時費を多くしてはなりません

其次は教育費

三、教育費

教育費の内注意するのは教員の俸給を充分にせなければなりませんそれは俸給がよければ良い教員が
来るのは人情の自然でありますから充分にしたいと思ひます俸給を充分にせないのみか却て俸給を節減
すると云ふ様なことになると思ひます町村長や議員の御機嫌伺に行くと思ふ様なことになりま
すと専心に教育の事業が出来ぬ様になりますからこんなことの無い様にしたいと思ひます
又學級數に對しての定員を置いて欠員などない様にせなければならぬと思ひますそれから可成資格の
あるもの(訓導)を招致する様にしたいものと思ひます

其次には設備を充分に完備しなければなりません

文部省では主として學校の成績如何を見るのに設備、教育の成績社會的活動に着目するのであるから設
備に大いに注意しなければなりませんしかし折角教員に充分の俸給を與へ設備がよいとしましても卒業

生が悪いとなると教育の効果が擧つて居るかどうか疑はしい様になりますから青年會及村一般の風紀と
云ふものを嚴正にせしめたかどうかと云ふことも大いに考へ注意せなければならぬと思ひます

四、勸業費

勸業費は殆ど獎勵費補助費が大部分を占めて居るが勸業費は第一に注意すべきは勸業政策の基礎となる
十年乃至二十年以前からのことを調査して置かないと勸業費を出しても駄目であるから郡の技手の力を
借りて生産調査をして置くことか必要だと思ひます

町村の農會と云ふものに町村から補助を貰つて居るけれども農會の事業は振つて居ない農會の事業は役
場なり郡役所なりでやるべきもので農會などは必要がないと云ふ者もあるが利用の仕方如何によつては
大いに役に立つものである

農會では營利的事業をしないことになつて居るから利益のために肥料の共同購入をするとか或は農具を
共同で買ふとか生産品を共同販賣するとか又倉庫を建てたり講習會を開き講話を盛に聴くために大いに
農會を利用すべきであります産業の仕事などは農會でやつてやるのが本當である役所などの官憲で干渉
するのは可成避ける方がよいのである

以前各地に國立銀行を設立して大いに金融を國家で以て計つたけれども後にこれが民營になつてしまつ
たが農業のことも斯の如く民間でやるがよろしいので只獎勵を農會でやつて大いに活動させるべきであ
ります農會に限らず町村教育會の如き只單に郡教育會の費用の負担をするに過ぎないなどは困るのであ
りますから大いに注意して活動する様にしてほしいものであります 其次は

五、各種の補助費

農會教育會青年會は各町村では皆補助金を出して居る補助費は經費に餘裕がある場合に補助をすると云
ふことが補助費の精神であるから重税を課して居る場合等は餘程慎重に補助費のことを考へなければな
りません

補助費と云ふものは町村公益のため可成補助費を有用に費すべきであるから補助費を與へるには條件を

付する必要があるります万一條件に添はなければ取上てしまふ
元來我國は獨立不羈の精神が足りない自立自營の精神が足りないから補助を受けることを當然とし却て
地方の當局者中には多く補助を受けるのを手柄の如く考へ居る之は大いなる間違であります尤も國家の
方でも町村で寄附すれば役所を立てるとか道路を作るとか云ふのは悪いが町村長も必要なるものものに
補助をしたいと思ひます

歳入

歳入は二つに分けて租税収入と税外収入となる

町村に於ては租税収入が大部分を占めて居りますが市の方は税外収入が中々多いもので市は七割迄税外
収入で(全國)あるしかし三割の租税収入も町村の租税負担よりは重いのであります
そこでこの市町村税については特別税を起すことをなるべく避けるべきは御承知あらんにも尙租税をこ
る一般注意としては

余り重く課税してはならぬことこれに納税人の能力に應じて課せなければなりませんそして徴収費は
可成少くする様にします例は土地増加税の如きはよき税目ではあるが徴収費の多くかゝるものにて徴収
費の多くかゝるものは結局見合せなければならぬことゝなる租税を徴収するには納税者に迷惑を與へな
い様にせなければなりません即金を持つて居る時を見て徴収期日を選定してやる様に此点は大いに注意
を加へたいと思ひます

又納税人の負担も公平に考へなければならぬこと云ふことは勿論であるが金持と貧乏人或は上流と下層
人民とも考へなければなりません上流の人は負担が多くても自己の財政に及ぼす影響は割合に軽い労働
者は徴収する金が少くても仲々重いことになる所得税の如きは重に富者の負担する所であるから所得税
の附加税をとらないと云ふことなどは大いに考へべきことでは是等は取つても差支ないものと思へられま
す

次に税率變更税目變更について注意すべきことは

營業税を五十錢徴収せられる納税人は中々其負担は重いのでありますから之等のものゝ税率を變更する
と生活上大なる迷惑をし困難をするから此邊をよく注意して税率の變更を要すべきことと思ひます

戸數割は伸縮自在であるから不公平になり易いから充分に注意する必要があります家屋税をさると都會
では手数を要しませぬが公民権を享有する者の數を減することになりますから此点は一考を要します
戸數割は公平にしなければならぬから賦課等差表を作製してこれに依て賦課する様にすべきことであり
ます

納税は滞納しない様にしなければならぬ納税することはよく知つて居るけれども中々滞納者があるから
役場にも注意するのは勿論であるが學校でも納税の義務を充分兒童に知らしめる様に努力してほしい
ものであります

納税奨励法に種々ありますが出張徴集納税成績を發表するとか納税貯金をする等あります

又授産の方法を講じて各自の財政を豊かならしむることも考へなければならぬ

財産のあるもので納税せないものはとん／＼處分するがよろしい元來納税は國民當然の義務であります
から納税成績が良好であるからとて賞品を與へて表彰するはよろしくないと思ひます愛知縣などは全國
より見て納税歩合はそんなに悪くないのであります

東國地方では滞納者が多いために役場では町村税の税金を國縣税に廻すなどの事があります又地方に依
つては國縣税は納めるが町村税に滞納者があり町村税はよく納まつても郡費負担の納期に遅れるのがあ
りますこれがこれも進んで納めなければならぬことでもあります

税外収入

税外収入を大別すると基本財産収入手数料及公債となり基本財産は何處の町村でもある様ですが
其額は未だ町村費を支辨するに十分ではありませんせぬ全國の町村中税外収入で町村費を支辨して居るもの
では神奈川縣足柄下郡元箱根村靜岡縣加茂郡白濱村三重縣志摩郡答志村等である
兵庫縣生野町は最近迄は町税はとらなかつたが今はとる様になつた其他某村の如きは海岸で海草を採收

して此収入で以て町村費を支辨して来て居たために町民が怠惰になつて却て悪影響を生じて来た所もあるそれですから如何に収入があつても少し位は町村税をさる方が町村民の爲めによろしい様であります基本財産の蓄積されて居る内重なるものは長野縣岡山縣では等の縣は町村ごとく基本財産がある本縣などは夫程迄に蓄積されて居ませんがどうか何處の町村でも蓄積されたいものであります尙部落有財産と云ふものがありますが是は其財産を町村に一所にしたいと思ひます此部落有財産を豫算に入れないのはよろしくないことでもあります部落の財産も出してしまつて町村の基礎を強固にしたいことと思ひます

手数料

東京市などになりますと手数料の収入も中々大なるもので電車の収入でも一千三百万圓などと云ふ収入があり其他の都市でもこの種の手数料収入が可なり多額ありますが町村にてはこの手数料が少いのであります多くの町村では証明手数料をさる位のものであります

公債の収入

町村の財政及事業經營上不得止場合は起してもよいがでなければ起してはならないものである如何なる場合かと云ふと天災の場合とか學校新築の場合等で此外電氣事業の如きは其事業収入で元利金の償還が出来様になる見込が十分であれば財源を起債に求めるも宜しい渥美郡の田原町は町營で以て電氣事業を起して居ますが其經費が二万圓許りでありすが償還の方法がうまくついて好い結果を表して居ます斯の如く公債を起す場合にはよく償還財源を考へた上に起す様に心掛けていく事業經營の爲であると言つても無鐵砲の公債を起さない様に心掛くべきであらうと思ひます

歳入に關する注意

先づ豫算について申しますが第一に追加更正をなるべく作らない様に始めより注意せねばなりませんこれをしますと役場も人民も共に迷惑をするのであります豫算に追加があつたり更正をしなければならぬといふのは即ち本豫算に念が入つて居らぬ証據とも見られます

第二に流用といふことでもありますけれども法律の認めて居ることで法令上差支はありませんがなるべく避けるがよろしいので斯くては本豫算編成の趣旨を失ふことになり流用が度々あるといふのは又流用を出す方の科目に餘分の費用が見積りあるといふ結果になつて先にも申します通りなし得ることではあるが避けるべきことだと思ひます

第三に繰越金のことであるがこれは餘程多額の處がある様です中には數百圓數千圓の處がありますこれも追加又は更正などをなさず隨意に支出することを得て誠に便利の様であるがこれも本豫算編成の趣旨を没却するもので如何に本豫算を嚴密にしても繰越金からごんごん支出すれば駄目になつてしまふので繰越金が多額に生ぜざるやう豫算編成收入支出を忠實になすべきであります

第四には豫備費のことですがこれは豫算の性質上なければならぬものであるがあまりに多大に見積るといふことは考へ物でありますそれは何故かといふとこれは町村長が自由に支出し得るものであるから従つて之を多額に見積るは豫算を議會にかける趣旨を没却するものであります即ちこれが一旦計上されるれば町村長は自由に支出することを得て町村會議員に差示さない之を差示すことを要求し其支出に干渉すれば理事者の権限を犯すこととなりすぎますがあまりに多額の金額が自由になる様にして置けば又一方には議員の議決権を無視することともなります

第五に申しますのは繼續費のことです土木事業は多くこれでやるのでありますこれは數年度に繼續するものであるから其の始めに注意しなければならぬ本郡にはない様でありますが本縣内には三四郡ある様ですが度々支出方法を變更して居ます思ふに此の事を以つてしても繼續費を設けることは非常に困難なることだと察せられます即ち其の通弊としては始めに計劃が大に過ぎる爲に遂には財源に窮して年度を延ばして一時を糊塗して居る様でありますがそれは始めの計劃者の計劃が無策であつて缺陷があるものといはなければならぬので大に研究せられたいと思ひます

第六には特別會計に關したことで町村である事業をなす時に一般會計の影響を受けて事業を中止することがありますがこれは町村の爲に甚だ不利益なことでもありますからそらいふ特別なる事業の爲には特別

會計を設くるが最も宜しいことだと思ひます然しながらこれは本豫算との關係を餘程注意しなくてはならないので一般會計を節減して特別會計が潤澤に過ぎたり一般會計は充分であるが特別會計が逼迫したりしますからして何れにも缺點があります又一方には此の特別會計が數多くあるといふことは豫算編制の上に非常なる困難と手数を要し又豫算執行の上財産管理の上に困難が伴ひますから法律は之を設くることを許して居るけれども之を設定するに付ては大に注意していただきたいと思ひます

決算に就きての注意

次に決算について申しますがこれには其の多くを申しませぬが粗漏になり易く村會の審査が不十分なる場合がある様です將來は一層丁寧に嚴密に行はれたいものと希望致します

許可事項に關する注意

許可事項に關する注意も大したことはありませんが御承知の通り制限外の課程とか使用料の設定とかある他の団体の事業へ補助とかいふことも町村會の議決と監督官廳の許可を要しますがこれ等許可事項に付ては必らず其の實施前に必らず許可を得なければならぬので一部賦課とか不均一賦課といふ様なことも其の理由を開申して速に許可を受けて始めてこれを實行すべきものと思ひます

財産の管理

今度は財産の管理といふことでありますが各町村には從來よりの慣例上部落有の財産があるやうですがその保管は村長自身にしないのがあるがそれはいけないので中には其の處分をするのに町村會の議決を待たず處分してしまふ様な不法も出來て來る所がありますから町村長は自らこれを慎重に管理せられたいものです

會計の例月検査

會計の例月検査は町村長自ら毎月これをなし臨時に於いて年二回以上町村長と議員と共に之をなす規定であります郡より行政監督がある故に忽にするといふ譯ではないか知らぬか中には之を行はれぬ處もある様ですが之を十分に正確に行はれたいものと思ふのであります

現金の保管

次に現金の保管については特に注意してほしいのは金庫の現在高が金庫現在簿と正確に符合して仮支出といふ様な事のない様にしたいものだと思ひます貯金通帳は町村長名で保管せられたいものです又有價証券は記名にして置かれたい銀行の預金の利息は其の町村の収入となるのでありますそれから収入役の事務引繼については必ず現金の引繼をしたいもので中には帳簿だけの引繼をして立會人もそれだけに

いめて居る向もあるが其の際現金も亦之を全時に引繼いでしまいたいものと存じます
序に収入役の權限についても一言いたしますが収入役は其の町村の支出収入の全權を握つて居るのであります
りまして仮令町村長の手に入ることもそれは町村の収入とはならないのでこれは注意せぬとんだ間違ひを生ずるのであります
西春日井郡で助役が慘殺せられた例があります
があの助役が若し収入役の命令を受けて之を受け取つたのでなければこれはまだ村の収入となつて居ないので従つて村の公金を不可抗力によつて紛失させた時には免除されるといふ條項に該當しないから免除してもらへないことになるのであります
即ち収入役は助役に其の徴収を命令したか否かによつて二度も税を収めなければならぬのであるから其の權限を明らかにしなければなりません

(地方自治終)

青年團の疑義について

竹内縣屬

近頃非常に青年團の活動が盛んになつて従つて種々の疑義や問題を生じたのであります、是等青年團の指導は諸君の御盡力を待たねばならないのであります、それについて一言二言申し上げたいと思ひます、元來此の青年團は其の歴史に遡つて考て見ますと以前の若衆連中の制度を改善したものであります、従來の若衆連中といふのは一利一害がありましたので其の利益の方を申し上げますと神社の祭典を一手に引き受けて中々よかつたのであります、一方風俗を紊す者もあつて此の方面には多大の弊害があつたのであります、

それが日清戦争の頃に軍人家族の救護とか、後援事業に盡力したので其の當時非常に役に立つたので以後改善して社會の爲め働かせんと考へた人があつて其の指導と訓練とを説いたのであります、

これは獨り我國のみでなく英、佛、獨、露の諸國皆之をして居るので今では青年團の指導訓練は世界的傾向を有して居ります、處が一昨年の秋内務大臣文部大臣の連名の下に青年團に關する訓令が出たので従來は消極的であつたものが今後は官憲や自治團體の保護と指導とを得て積極的に改善せられ指導訓練せられんとして居ります、以來漸く善き方向に向つて居りますがそれと共に種々の問題があります、然しこれは皆些細な事が多いけれども其の疑義の二三を幸に此の時機を利用して解いて置きたいと思ひます、

一、年齢の制限

先づ第一に質問の多いのは青年の團體を組織する其の青年の年齢は訓令では小學校卒業より満二十歳までを常例として居りますがこれは青年團その者の活動の上には非常に重大なことで訓令の通りでは本當の事をするといふことが出来ぬといふ非難があります、それはもつともなことで若し必要ならば通常會員以外に加へたならばよろしいことと思ひます、

訓令の本旨は壯丁となれば既に國民たるの義務を盡して居るので故にそれ迄に健全なる國民とならしめなければならぬのでだから二十歳までを常例としたので實際の活動上必要であるといふなれば延長して

もわるいといふのではありませぬ、

二、軍隊的教育の可否

次には軍隊的の教練の可否に付議論があります、恰度兩大臣訓令の發布された時が歐州戦亂の際なれば帝國議會の質問にもありました位ですが其の時の當局者の辯明では青年團に軍隊的教育をなせといふ意志は何等ないといふのであります、

處が世間の誤解を招いたのは先にも申しました兩省の訓令と全時に田中中將の社會的國民教育といふ青年軍事教育の著書が出版されたのでそれが訓令と何か關係のある様に考へられて間違を生じたのであります、尙此の田中中將の著書は英國と獨逸の青年軍隊教育の實際を書かれたので我が國に之を行ふがよいといふ御意見でもないのです、其の百二十一頁を御覽になればよくわかります、我が國にては其の必要を認めずとハッキリ書かれて居るのであるから誤解して批評を加へてはなりません、

然しそれなれば軍隊的教育をなすは悪いかといふにそうでもありません、我國は國民皆兵でありますから國民は自ら其の覺悟もなければなりません、地方改良講習會に於ける田中中將のお話では世界の列強諸國は皆各、全國皆兵の實をあげて歐州の天地一千万の貔貅は皆其の賜であるから我が國も其の列後に落ちてはならぬといはれました、これも地方自治と全じ性質のもので國民皆兵といふのは自分で自分の國を守るといふ事に外ならぬのであります、産業の獨立といふこと、ともに廣義の自治の一方式であります、

故に自治の盛なる英國では此の軍事豫備教育は盛であります、特に濠洲では何歳より何歳までは義務としてこれを受けることになつて居るそうであります、然し英國の如きも始めは我が國の如く批難はあつたそうですが却つて其の結果はよい事になつてしまつたので雇人としても此の軍事豫備教育を受けたものは規律正しく行動敏活で評判がよいといふことであります、

即ち青年に軍隊的教育を施すことは其の結果を考へて單に形式に流れてはならぬのであります、國民の務と軍人の務とは稍異なつて居りますからよく其の精神を考へて風紀を矯正したり規律を尙ふ爲に手

段として之を課するはよいと考へます、

三、修養団体なること

次に世間中々誤解の多いのは青年團は修養団体であるといふことを訓令で定められた爲に今迄事業団体のやうに考へて事業をして居たが修養団体となつたのであるら事業を廢する方がよきかなど、迷つて居る様に聞くが何も事業を中止する必要はない、事業をなすのは修養の一方法であるからであります、即ち規約貯金とか道路の改修とかいふことは修養の一として立派なものであります、然し茲に注意すべきは選舉運動に關係したもので其の本旨は善良なる公民の素養を得るとあるも手段として實際之に當らしむるはいけなと思ひます、其の他の事業は仮令損はしても其の損は經濟上の損のみであるがこれは精神上にも悪影響があるのでありますから修養団体としては悪いと思ふのであります、

四、青年團の區域

次に青年團の區域についてありますがるべく市町村の區域によらしめるのが適當と考へます、中には神社の氏子を以つて一團とし、或は學校の通學區域を以つてし、中には部落によるものもありますが町村公民たる素養を得せしむるには町村の區域を以つてせるが適當と思ひます、それは全村を統一する其の精神を養はなければなりません、或は從來の其の青年會を支部とし、分會として連絡させるもよろしいかと思ひます、然し夜學は却つて從來のような區域が便利でよろしいと思ひます、

五、指導者

青年團の指導者としては町村長小學校長僧侶神職などの様であります但其の中でも町村長や小學校長が會長になつて居るのが最も多いのであります、そうして名義は兎も角事實は小學校長なること多くまた多くはそれが爲に健全なる發達をして居ります、然し小學校長は兒童の心理状態はよく御承知であるけれども青年はもと學校の兒童ではあつたけれども今は兒童でない一度學校を出れば兒童の様に單純でない所謂社會の實際に觸れて生活とか結婚とか、或は信仰とか、人生問題等についても青年の必理状態は

又一種特別であるから之を小學校の兒童と全じ考へて指導せられては遺憾の点があるので從來も幾分此の缺點はあつたやうであるそれは彼の模範青年として表彰せられるのを見ても大人しくて學業に熱心であるとかいふ美点の下に元氣の抜けたやうな青年か中々ある様に思はれます、即ち小學校長が當の指導者とし又青年の相談相手となるには小學校兒童に對するとは又別の態度を取らねばならないのである、

年齢の上から見れば町村長が最も適當と考へられる全國の町村長の平均年齢は四十五歳を示して居つて最も分別ざかりの時期であります、然し知識の上から申しますとどうしても小學校長がよいやうであります、もし其の地方の名望家にして自ら進んで指導者となつて下さる人があるならばこれに越したよい事はありませんので其の上又効果が一ばん多いのであります、知多郡の某町では町内第一の財産家が進んで指導者となつて貯金などを奨励したりして居られるので全じやうな様子の瀬戸の町と比べて青年の風儀がよいやうであります、實際此の青年會が適當な指導者を得ると得ぬとは青年會其の者の向上發展に多大の關係があるのであります、

次に在郷軍人が青年會の指導者となるのも誠に結構なことであるが只一つ注意すべきことは青年團の訓練と軍隊の教育とは其の目的を異にして居ること青年會の目的は健全なる國民を養成し善良なる公民たる素養を與へるのであつて在郷軍人會とは兄弟分の様なものであるが其の目的に於て違つて居るのであるから此の二者を混同し同一視してはいけないのであります、

六、青年團の修養

世間には其の町村に農業補習學校があれば青年の修養は出来るのであるから修養団体たる青年會は不必要であるといふ人もありますがこれ又誤解の甚だしいもので青年團の修養と學校とは自ら其の目的が異つて居ります、青年團修養の目的は即ち団体としての修養で互に切磋琢磨をするので學校の修養は知識の修養を主とするもので団体的修養をなす機會が乏しいのであります、即ち青年團を組織して將來の健全なる國民たるの素養を団体的に修養せねばならぬ必要があるのであります、

茲に青年團修養の目的を一寸述べますが團體的に互に切磋琢磨して自立自營の精神に富んだ上、共同一致を旨とし村の公民たるに肝要なる素質を養成せねばならぬのであります。

七、經費

次に經費のことであるが是は主として勤勞所得によるを最もよいと思ひます、これは自立自營の精神を養ふ上より、或は自治の精神を鼓吹する上よりよいと思ひますがそれで足りない場合は町村費にて補助するもよいと思ひます、然しそうするには其の補助をする條件を正確に守らしめなければならぬと思ひます此の場合には青年會を町村の公益上必要なるものと認めて補助する筋合となるのであります。

八、青年の修養

續いて青年各自の修養について申しますが自己の修養を分ちて精神の修養と身体の修養とにいたしますが其の中でも今日の青年に不足して居るのは此の精神の修養で殊に信念が足りない憾があります、昔の鎌倉武士は禪學でもつて此の信念を養つたのでそれが爲に確固不拔の精神があつたので又大石良雄が彼の美譽をする前所在地の華岳寺の和尚について「君辱しめらるれば臣死す」の語を聞き決心を定めた此の信念がすべての事業の根本をなして居ることを示すもので現代の青年に是が缺乏して居る傾向のあるのは慨はしい事であり、信念は即ち信仰の事であり之を外國について考へて見ましても英國の如きは日曜を非常に尊んで此の日には必ず仕事をしない事にして居ますがこれはお寺参りの日である爲であつて以つて英國民が宗教心の強いことが察せられます、彼の英京倫敦で開かれた英佛博覽會の如きも佛國より恰度日歸りに都合のよい爲に日曜にも開館する様に頼んだけれども宗教心に強い英國民は日曜は神聖な日であるとして之を承知しなかつたのであります。

又彼の獨逸のビスマルクは無類のあばれ者であつたけれども議會で演説をして神より外に恐るべきものはないと申しました、それでもつて彼にも宗教心が強かつた事が察せられます、然しながら日本の現在の状態では此の信念の養成については必ずしも宗教によつて之をなす必要はないので

わけのばる麓の道はかはれどもおなじ高根の月を見る哉

と古歌にもある通り其の方法はかはつても要するに此の精神上の修養といふことは誠に重要なことだと思ひます。

次には体力の養成といふことであります。これも又肝要なる一修養事項であると思ひます、それについて思ひ出した事がありますがあまり大人し過ぎる青年を作るは考へ物だと思ひます、これは内務省で表彰された千葉縣の模範村の源村といふ所のことであるがその村より醫學博士高木兼寛男の處へ一つ講話がして貰ひたいといつて依頼に來た然かもそれが二度も三度も依頼があつたので高木兼寛男は何を話して呉れといふのか主旨はよくわからなかつたけれども先づ行つて話をして歸られました、其後よく聞いて見ると此の村の青年は流石模範村の青年だけあつて何をやらしても熱心にやつてくれるし風儀もよく申分はないがどうしても大人し過ぎて困る道普請などをして歌一つもうたはないといふ程であるそれで此の村から東京の高等師範に行つて居る先生に相談した處が其の人がすゝめて高木兼寛男の体育談でも聞いたらよからうといつてくれたから無理に御願ひをした譯であるとの事であつた、これは大人しくせよ大人しくせよと強制して青年の訓練をしたので理想通りにいつたのであつたが大人しくなると共に青年の体格が衰へ元氣が消沈して了ふ、其の村の一昨年（大正四年）徴兵検査には甲種合格が一人、昨年は甲種合格のものがないといふやうな有様であつたそうです、これらは大人しくせよといつて体力の養成を忽にした結果でありますから、此の身体の修養の方面も誠に大切な事だと思ひます。

次に各自に青年にも一家を經營する方法も工夫して修養させたいものだと思ひます、全くと縣下某村の話であるけれども小學校の校長が青年團を率ひて居られて月に三錢づゝの貯金をするといふことを勧められた時には出來ませんといふものがあるが月に三錢ぐらい出來ぬことはないといつて一家の經濟の道を教へられて居る様に承りました。

尙國民たるの素養といふことについて一言添へて置きますが忠君愛國の念を盛んならしむるは勿論であるが一方に公民としての素養を作つて置かなければなりません、これは地方の經營をするに最も必要なことでありまして選舉の心得とか議員の職責とかいふ様な事もよく青年時代から心掛けて會得させて置

かぬと將來は村の紛擾をなす様になるのであります、
以上

(青年団体の疑義について終)

鼠 蚤

勝田本縣技師

今日色々學問が開け文明の設備が出来て、これまで牛や馬の力に依らなければならなかつた仕事を追々減じて参りました例へば今日では汽車や電車があつて牛や馬の力を籍らなければならぬと云ふ事はなく唯其の中で馬の如きは軍馬の必要から其の良種の繁殖を謀つて居りますが其の外の家畜に至りましては漸次其の數を減する計りであります。然るに鼠は之に反しまして吾々と密接の關係を持ち却て益々増加するのみであります。

今を距ること約八百五十年の昔支那に一人の豪傑が現はれましたそれは元の高祖成吉思汗ジギス汗でありまして亞細亞の全部を殆んど占領し進んで歐羅巴の一部をも侵略しまして一時は歐亞を戰慄せしめた程の豪傑であります此の時に當りまして同じく亞細亞から起つて支那全土に廣がつたものがありますそれは鼠、家鼠、クマネズミでありまして歐羅巴及西半球に押し出し南アメリカ、北アメリカの諸地方にも擴かりましたこれに續いて溝鼠(七郎鼠)が現はれましたが之れは家鼠よりも體が大きく尻尾は割合に短いので此溝鼠も矢張亞細亞であります能くは分りませんが併し支那の中央から出て來た様でありますそれから阿弗利加の埃及などに多い鼠でエジプトネズミと云ふのがあります之れは日本の内地に一番多い鼠であります以上の外にハツカネズミといふものが居ります今日まで鼠の種類を色々の學者の研究したところに據つて見ますと世界中には二百六十種ばかりあります日本全國に於て例へば本州には十五種、北海道には五種、樺太には六種、四國には九種、九州には十一種、臺灣には十種程今日迄に判つて居ります琉球の如きには三種しか棲んで居りませんと云ふ事があります

亦家鼠以外に山に棲むとか云ふ鼠の種類があります其の一二を申しますればハカネズミ、北海道のアイヌハカネズミ、樺太のギリヤークハカネズミ、朝鮮のハントウ、ハカネズミがあります

此等多數の鼠が經濟上如何なる損害を與へて居るか吾人の食物、被服、家具の鼠害は言ふまでもない田舎へ行くと農作物が鼠に害される以上は鼠が吾人に與へる直接の損害であるが間接にも亦色々な損害を受け

て居ることがあります例へば北米合衆國のワシントンで一軒の貸家が鼠の多いために三箇月間も借手がなくて空家になくて居つたそれがために家主は二千弗の損害を蒙つたと云ふ事であり、其の他黄燐マツチを巢の中へ引き込み自然の摩擦によつて火災を起すことも外國には度々あると云ひます勿論我國には黄燐マツチは使ひませんが幾分か其の方の危険はありません、それがためアメリカではマツチの黄燐の分量を制限して居る次第であります、亦野鼠(ハツカネズミ)の害も非常に大なるものでありまして英吉利では牧畜が盛んで野にはクローバーといふ牧草が繁茂して居ります此の牧草の花に土蜂が来て花粉を媒介して其の結實を助けるのであります所が野鼠は此の土蜂の巢を荒して蜂の仔を喰ふのでありますから野鼠が多いと土蜂がなくなり従つて牧草は繁殖しませんから其の結果牛や羊の食料が生育しませんと云ふことになり、而して此の鼠害を如何なる割合に歐洲先進國が受けて居りますかと云ふ事を調べて見ますと英吉利全體一ヶ年間の鼠害は金額に見積りますと一億五千万圓亦北亞米利加では三千五百万弗、佛蘭西では一億五千万法、獨逸では二億万法、丁抹では三百万弗であります次に我國では如何かと申しますれば毎年約八千八百万圓の損害を受けて居ります何んぞ恐るべきではありませんか八千八百万圓ありますれば戦艦の二隻や三隻は客易に出来、亦地租軽減などと毎年議會で騒ぎますがこれは地主のみが儲かる様に見えますだけで小作人には一向益がありませんが若し鼠害を防げば小作人が助かるのみならず地主の利となり亦國家の富を増す次第であります鼠は單に經濟上のみならず衛生上にも少からぬ害を及ぼします、第一に鼠に咬まれますと一種の熱病に罹りますこれを醫學上では鼠咬症と名つけて居りますそれよりも尙關係の深いのはペストでありますペストは明治三十二年に始めて日本に這入つて來ましたので爾來四十一年迄則ち十年間のペスト患者は總數二千七十九人で其の中の千七百十六人は死んで居ります而して初めはペストが人間に傳染するには何に因つて來るのであるかと云ふことは分らなかつたのであります但し種々研究の結果鼠より媒介せられ其の鼠に附いて居る蚤から人間に傳染するのであると云ふことが近年になりました明になりました故に今日ではペスト豫防には鼠の驅除勿論之れは衛生上のみでありまん産業上から申しましても協同一致して之が驅除に努力せねばなりません、其の外に蚤の驅除に就ても大に苦心せねばな

らぬことでもあります明治三十五年から四十二年までに横濱でペスト豫防の爲めに費した金額は百九万圓餘で一人に付約一万三千圓となり、ます何の病氣でも費用はかゝりますがペスト程高價な病氣はあるまいと考へます之を日本全國のペストの爲めに費される金額は實に巨額であります之れ等は孰れも鼠の爲めに蒙る損害でありますから鼠族程惡むべき又不經濟な動物はありません

以上述べました如く百害あつて一利なき鼠は一時も早く驅除しなければなりません、鼠の驅除に就きましたは古來種々の方法が試みられて居ります則ち捕鼠藥品若くは瓦斯などを用ひて鼠を取り又は殺すのであります

捕鼠にも種々ありまして孰れが最も有効であるかは時と場合により異なりますが我邦には俗にバチンと稱へますものが賞用される様であります藥品としましては亞比酸、ストリキニーチ及黄燐等を廣く用ゐられます之れ等は孰れも團子として與へるのであります亦密閉され得る納屋、倉庫にありましては硫化水素瓦斯の燻蒸や二硫化炭素の燻蒸を行ひますと最も有効であります大なる汽船の中に居ります所謂船倉に居ります鼠は一酸化炭素と云ふ瓦斯を用ひて鼠を殺すことが出来、ます

それから極めて手近に適當な鼠驅除者がありますそれは諸君も御承知の猫であります鼠を捕るのは彼の天性でありますそれ故に昔埃及人は非常にこれを大切に神にさへ祭つて居ります

今日では世界到處に猫は飼はれて居りますが其の種類は八九種ありまして外に人に飼はれぬ野猫が二十種程あります元來今日の家猫は埃及産の野猫から出たものでありますが段々諸方に廣がるに従ひ野猫と混血して各地固有の猫が出来ましたものであります壽命は大概十二年位で一ヶ年内に少くも温帯では二回熱帯では三四回子を生むのが普通であります猫は生後十一ヶ月で成熟しまして仔を生む様になります一腹の仔は平均五六匹で仔の胎内にある期間は八週間で哺乳期が又七八週間其生殖力は一歳から九歳までありますから随分繁殖します猫の好んで鼠を捕つて喰ふことは何人も知る處であります一日に二十四匹の鼠を喰つて平氣で居たと云ふ例もありません位で猫を能く繁殖し馴養しますれば此の動物位鼠の驅除に役立つものはありません

未だ申上げたい事は澤山ありますが要するに鼠の驅除と申すことは今日ベストが這入つて来るから行ふと云ふ計でなく産業上から申しましても平時より大に捕へて所謂鼠害を除かねばならぬと考へますから諸君に於かれてもどうか此の意味に於て大に鼠の驅除に努力あらんことを希望致します尙午後には蚤の事に就て簡単に申し述べまして今回の責を免れたいと存じます

これから蚤に就て極く簡単に申述べます

凡そ昆蟲で翅を有つて居らぬものはありませんが蚤は翅を有つて居りません蚤の種類は學者によりて意見を異にしますが約四百と六百の間にあると云ひます蚤の體は他の昆蟲と同じく頭、胸、腹の三部から成立つて居りまして頭の前端口器の上方に暗色の剛毛が櫛の齒形に列んで居ることがありますこれを剛毛櫛と名づけて蚤の種類を定める標準になります胸部は三節から成ります其の各節には一對づゝの肢があり其の中最後の肢が他の肢よりも著しく長いので能く跳ぶことが出来ます腹部は九節から成りまして其の背面後方に顆粒板と稱する圓形の器官があり其の周圍には一本又は數本の剛毛が生えて居ます之れが亦蚤の種類を定めます標準になるのであります而して蚤は昆蟲一般の通り卵生でありまして一回に生む卵の數は八乃至十二個で體内には卵囊が澤山あり又其の多くの卵囊には各七八十の卵があります卵は夏は二日乃至六日位で孵化しますが冬ではいくらか暖くても十二日以上を要します卵から出た幼蟲は十二節から成り十二日位で繭となり十二日位で蛹となりましてそれから一匹の蚤になります其の時日は四週間乃至六週間でありまして此の鼠に居ります蚤は更に印度蚤、盲蚤、星目蚤、鼠蚤、セラトフパールス、の鼠に居るものであります此の鼠に居ります蚤は更に印度蚤は最も能く飛び廻りますから最も危険でありますがベストがフアシャーツスの五種であります殊に印度蚤は最も能く飛び廻りますから最も危険でありますがベストが流行します此の印度蚤が漸々多くなりますから大に危険の度を増すのでありますからベストの豫防としましては此の鼠の蚤を絶すといふことが亦最も大切な事柄であります今日ではベスト豫防の根本義は鼠と及之に附着して居る蚤を絶すにあると申す次第であります借如何にして此の恐るべき蚤を絶すかと申しますと石油乳劑と云ひまして石油二合を石鹼四十八分と能く研り混ぜまして之に漸々温湯を加へて全量一斗としましたものを疊の敷合、床下、押入、塵芥のある所等総て鼠の出入する所へ澤山に撒けば宜しいのであります最も以前からのみどり粉を用ゐて蚤を驅りますが之れは蚤を殺すのでなく魔酔せしむるのでありますから例へば蒲團の下へ撒いた場合は之を片付けます時に能く氣を付けて蚤を検索して一々之を押し潰すとか焼くかしなければ其の儘放置しては何の効もありません併し石油乳劑は之に反し全く蚤が死滅す

るのでありますから今後清潔方法施行の際には必ず御實行を願ひたいのでありますこれは獨りベスト豫防の爲のみでなく大いに安眠が出来る譯であります

碧海郡役所

1234-15

終